

土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文募集要領

国土交通省では、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から人命、財産を守るため、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害防止に関する国民の皆様のご理解とご協力を得るよう種々の行事を行っています。

1 募集対象

絵画の部、ポスターの部、作文の部ともに全国小・中学校生徒

2 募集期間

平成18年6月1日～平成18年9月15日

3 送り先

小学校、中学校の所在する都道府県庁の土木所管部局砂防主管課内「土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文」担当あてとする。

4 審査

(1) 地方審査（都道府県）平成18年9月16日～平成18年10月31日
各都道府県において中央審査の対象となる優秀作品を原則各部門各1点を選定する。

(2) 中央審査（国土交通省）平成18年11月1日～平成18年12月末
各都道府県から推薦のあった優秀作品の中から審査委員会によって入賞作品を選定する。

5 発表

入賞作品については、内定した段階で、国土交通省砂防部長より通知する。

6 表彰

各部門の受賞者の表彰は、平成19年2月中に各都道府県において行う。

7 表彰の種類

各部門とも国土交通大臣賞1点、国土交通事務次官賞3点以内、砂防部長賞10点以内とする。

8 その他

(1) 送付された作品については原則として返還しない。

(2) 作品については関係雑誌等に掲載させていただくことがあるので御了承されたい。

土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文募集要領細則

1 課 題

(1) 絵 画

(イ) 題材は土砂災害並びにその防止対策に関するもの。

たとえば、身近で発生した土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害の体験やようす、砂防えん堤・がけ崩れ防止施設等の土砂災害防止施設及びそれらを造っているようすなど。

(ロ) サイズ、書き方は自由とし、未発表のものに限る。

絵画の裏面に画題、応募者の学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。

(2) ポスター

(イ) 題材は土砂災害防止月間にあたり、土砂災害防止に対し関心を深めるもの。

たとえば、土砂災害の恐ろしさを訴えるものまたは、砂防えん堤・がけ崩れ防止施設等が土砂災害防止に役立っていることが理解できるものなど。

(ロ) サイズ、書き方は自由とし、未発表のものに限る。

ポスターの裏面に画題、応募者の学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。

(3) 作 文

(イ) 題材は土砂災害及びその防止対策に関するもの。

たとえば、

自分が体験した土砂災害について思ったこと

砂防えん堤などの土砂災害を防止する施設を見学して思ったこと

川遊びなど日常の生活を通して、土砂災害の防止について思ったこと

テレビやラジオで土砂災害のニュースを見て思ったこと

おじいさんやおばあさんなど年上の方から土砂災害の話を聞いて思ったこと

など。

(ロ) 400字詰め原稿用紙5枚以内（ただし、小学校低学年（1～3年生）は2枚程度、小学校高学年（4～6年生）は4枚程度）とし、未発表のものに限る。

応募者の学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。

2 作品の選定、審査

都道府県庁の土木所管部局砂防主管課は、地方審査を行い、応募された作品から原則各部門1点を選定し、国土交通省河川局砂防部砂防計画課内「土砂災害防止月間絵画・ポスター・作文」担当あて送付すること。

3 中央審査委員会の構成

(1) 国土交通省砂防部長、河川局総務課長、砂防計画課長、保全課長、広報課長、火山・土石流対策官並びに文部科学省担当官（作文のみ）、絵画の専門家（絵画、ポスターのみ）及び土砂災害防止月間推進協議会を構成する各団体から各1名。

(2) 委員長は、国土交通省砂防部長をもってあてる。

4 発表の方法

各賞とも1月中旬に各都道府県を通じ、所属小、中学校に通知して行う。

5 表彰の種類

(1) 各部門共通 国土交通大臣賞（最優秀賞）、国土交通事務次官賞（優秀賞）、砂防部長賞（佳作）

各部門とも国土交通大臣賞1点、国土交通事務次官賞3点以内、砂防部長賞10点以内とする。

(2) 表彰は賞状を授与して行う。

(3) 表彰は、各都道府県の土木主管部局において行う。

なお、毎年実施する「土砂災害防止推進の集い（全国大会）」において、各部門の国土交通大臣賞受賞者を紹介するとともに、絵画、ポスター及び作文部門の受賞作品を会場に展示する。